

製造品・情報成果物販路拡大支援事業出展助成金交付要領

(目的)

第1条 公益財団法人くまもと産業支援財団（以下「財団」という。）が実施する展示会出展助成事業は、中小企業者等が技術革新に即応した技術を製品の開発又は生産等に利用することを支援するため、中小企業及び中小企業が過半数を占める団体等が開発・生産する製造品及び情報成果物の需要・販路開拓を行う事を目的として地域見本市・国際見本市などの展示会へ出展する場合、小間料等出展経費の一部を助成する。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業をいう。

(助成対象者)

第3条 この要領において助成対象となるものは、県内に事業所を有する中小企業及び中小企業が過半数を占める団体等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ① 県内中小製造業・県内中小ソフトウェア業（団体等含む）
- ② その他財団が認めたもので自社開発製品等を保有する中小企業及び中小企業が過半数を占める団体等、もしくはそれに類するもの（ソフト等）を持つ中小企業

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）の前年度に助成金の交付を受けた者は、助成対象者としな

(助成対象展示会)

第4条 国内及び国外で、助成金の交付を受けようとする年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）に開催される地域見本市・国際見本市などの展示会を助成対象とする。

(対象経費等)

第5条 助成対象となる経費は、別紙1に定めるとおりとする。

(助成額)

第6条 助成額については、助成対象経費から助成対象外経費を除いた経費に別紙1で定める助成率を乗じた額であって、別紙1で定める限度額の範囲内で算定した額を基礎とする。また、助成額を算出する際に、1000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を助成額とする。なお、助成額については予算の範囲内で定めるものとする。

(助成金の利用)

第7条 助成金の交付を受けることができるのは、1年度において、1対象者につき1回限りとし、他の助成金との併用は認めない。

(募集)

第8条 本助成金の募集は年2回、4月及び8月に行うものとする。

(申請)

第9条 助成を受けようとするものは、製造品・情報成果物販路拡大支援事業出展助成金申請書（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、別に定める申請期限内に提出するものとする。

(決定)

第10条 財団は、前条に規定する申請書を受理した場合には、別紙2「製造品・情報成果物販路拡大支援事業出展助成金交付選考基準」に基づき、助成対象者を決定するものとする。

(決定通知)

第11条 財団は、前条に基づき助成を決定した場合は、速やかに製造品・情報成果物販

路拡大支援事業出展助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（内容の変更）

第12条 前条に基づき通知を受けたもの（以下、「出展企業」という。）が、その事業内容について変更したときは遅滞なく製造品・情報成果物販路拡大支援事業出展助成金変更申請書（別記様式第3号）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

（決定後の取消・変更）

第13条 財団は、前条の規定する変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、第10条に基づき行った交付決定を取り消し、又は変更し、製造品情報成果物販路拡大支援事業取消・変更決定通知書（別記様式4号）により出展企業に通知するものとする。

（遂行状況・実績報告）

第14条 出展企業は、助成対象事業の完了後30日以内に、製造品・情報成果物販路拡大支援事業完了実績報告書（別記様式第5号）に必要な書類を添付して、財団に提出しなければならない。また、財団は、出展企業に対し、必要に応じて事業遂行状況についても報告を求めることができる。

（助成金の確定）

第15条 財団は、出展企業より提出された実績報告書を基に助成金額を確定し、製造品・情報成果物販路拡大支援事業出展助成金交付確定通知書（別記様式第6号）により出展企業に通知するものとする。

（助成金の請求及び支払い）

第16条 出展企業は、前条に規定する助成金交付確定通知書を受理後、財団に対し確定額を請求するものとする。財団は、製造品・情報成果物販路拡大支援事業出展助成金請求書（別記様式第7号）を受理後、速やかに出展企業に助成金確定額を支払う。

（知的財産権の保証）

第17条 財団は、出展製品の品質・安全性等について一切保証せず、これに関連した出展企業の損害、又は第三者からの請求に関し一切の責任を負わない。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別 紙 1

1 助成対象経費

①小間料 ②装飾費 ③旅費（交通費、宿泊費、2名分まで）④出展物輸送費
ただし、公租公課(消費税及び地方消費税額等)については、補助対象としない。

2 助成率及び限度額

事業区分		助成率	限度額
			企 業・団体等
見本市等への 出展事業	国 内	1 / 2 以内	3 0 万円
	国 外		5 0 万円

*即売が主目的の事業を除く。

**製造品・情報成果物販路拡大支援事業出展助成金
交付選考基準**

「製造品・情報成果物販路拡大支援事業出展助成金交付要領」の助成対象者に該当する者のうち、具体的には次の事項を勘案して財団にて選考を行うものとする。

- (1) 当事業にて過去助成を受けたことが無い者を、過去助成を受けたことがある者よりも優先する。
- (2) 組織規模（資本金や従業員数等で判断）が小さい者を、組織規模が大きい者よりも優先する。
- (3) 熊本県知事よりリーディング育成企業として認定されている企業を優先する。
- (4) 平成28年熊本地震により被災した企業を優先する。